

東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例の一部を改正する条例

東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
(平成14年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表」を「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例(昭和37年東京都条例第80号。以下「都条例」という。)別
表」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校で
修業年限が3年のものを卒業した薬剤師については、同表備考第3号の規定にかか
わらず、薬剤師として現に経験した年数から2年を減じて得た年数をもって、当該
薬剤師としての経験年数とみなす。

第3条第3項中「第1号に該当する扶養親族については450円を、第2号から第
5号までのいずれかに該当する扶養親族のうち2人までの者についてはそれぞれ20
0円(学校医等に第1号に該当する扶養親族がなく、第2号に該当する扶養親族たる
子がある場合にあつては、そのうち1人については、450円)を、その他の扶養親
族については1人につき167円を、それぞれ」を「都条例第4条第3項の規定の例
により算定した額を」に、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」
を削り、「134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数(同項第1号に該当する
扶養親族がなく、特定期間にある扶養親族たる子がいる場合は、特定期間にある当該
扶養親族たる子の数から1を減じた数)を乗じて得た額を同項」を「都条例第4条第
4項の規定の例により算定した額を前項」に改める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定は、平成27年4月1
日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに
適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金
で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日
前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお
従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間におい
て、改正前の東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償

に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。